

令和2年度 第2回
逗子市国民健康保険運営協議会

令和2年8月5日

逗子市福祉部国保健康課

令和2年度 第2回逗子市国民健康保険運営協議会

日時 令和2年8月5日（水）

14:00～15:00

場所 逗子市役所5階「第2会議室」

出席者

出席者

佐々木 つぐ巳 委員 高津 恵一 委員 小松原 秀樹 委員
松岡 三夫 委員 池上 晃子 委員 松澤 修司 委員
上田 浩之 委員

欠席者

なし

事務局

須藤福祉部長 廣川福祉部次長 廣末福祉部参事（国保健康担当）
鈴木係長 岡本主事

傍聴者

なし

1 議 題

- (1) 令和元年度逗子市国民健康保険事業特別会計歳入・歳出決算（案）について
- (2) その他

(廣末国保健康課長) それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和2年度第2回
逗子市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

私は、本協議会会長に議事の進行をお願いするまでの間、進行を務めさせていただきます逗
子市福祉部参事兼国保健康課長の廣末でございます。どうぞよろしくお願いたします。

改めまして、本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、去る5月の第1回協議会におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点
から、書面開催とさせていただきますでしたが、令和2年度における保険料率等につきましてご審
議、ご承認をいただきまして、誠にありがとうございます。

第2回目の今回は、感染症拡大防止策を講じながら、皆様にお集まりいただくという形で開
催をさせていただきました。3密を避けるため、席の間隔を通常より広く取り、換気もしてい
ますことから、若干室温が高い状況ではございますが、開催時間のほうも極力短縮してまいり
たいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いたします。

本日は、全委員7名全員が出席されておりますので、逗子市国民健康保険運営協議会規則第
3条の規定における委員定数の条件の2分の1以上の出席という開催要件を満たしております
ことから、この会議が成立していますことをまずご報告申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

すみません、ここからは着座にて説明をさせていただきます。

資料につきましては、事前に送付をさせていただきました。本日、お持ちでない委員さん
はいらっしゃらないですか。大丈夫ですか。よろしいですか。

それでは、事前送付の資料の確認をさせていただきます。

まず最初が、本日の会議次第でございます。次に、資料①、令和元年度国民健康保険事業特
別会計歳入歳出決算案の歳出でございます。次が、資料②、こちらが同じく決算書案の歳入で
ございます。その次が、資料③、年度別決算比較表の歳出でございます。その次が、資料④、
こちらが同じく年度別決算比較表の歳入でございます。最後が、本運営協議会の委員名簿でご
ございます。また、本日席上には、国民健康保険被保険者数・世帯数等一覧という資料をお配り
させていただきます。

配付資料は以上となりますが、漏れはないでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今年度集まったの開催としては初めてとなります。今年度に新たに委員となられ
た方もいらっしゃいますので、ここで事務局から委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

公益代表の委員でございますが、神奈川県からご推薦の鎌倉保健福祉事務所長の佐々木委員

でございます。

(佐々木委員) 佐々木でございます。よろしくお願いいたします。

(廣末国保健康課長) 同じく公益代表で、逗子市民生委員児童委員協議会からご推薦の逗子市民生委員児童委員協議会会長でおられる高津委員でございます。

(高津委員) 高津でございます。よろしくお願いいたします。

(廣末国保健康課長) 次に、保険医代表といたしまして、逗葉医師会からご推薦いただきました池上委員でございます。

(池上委員) 池上です。どうぞよろしくお願いいたします。

(廣末国保健康課長) 同じく、保険医代表で、逗葉歯科医師会からご推薦いただきました松澤委員でございます。

(松澤委員) 松澤です。よろしくお願いいたします。

(廣末国保健康課長) 次に、被保険者代表といたしまして、小松原委員でございます。

(小松原委員) 小松原です。よろしくお願いいたします。

(廣末国保健康課長) 同じく、被保険者代表の松岡委員でございます。

(松岡委員) 松岡です。よろしくお願いいたします。

(廣末国保健康課長) 続きまして、被用者保険等保険者代表といたしまして、神奈川県被用者保険等保険者連絡協議会からご推薦をいただき、今年度から新たに委員になりました上田委員でございます。

(上田委員) 上田と申します。よろしくお願いいたします。

(廣末国保健康課長) 続きまして、事務局職員の紹介を申し上げます。

本市福祉部長の須藤でございます。

(須藤福祉部長) 須藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

(廣末国保健康課長) 同じく、福祉部次長の廣川でございます。

(廣川福祉部次長) 廣川です。どうぞよろしくお願いいたします。

(廣末国保健康課長) 福祉部国保健康課保険年金係長の鈴木でございます。

(鈴木係長) 鈴木です。よろしくお願いいたします。

(廣末国保健康課長) 担当の岡本主事でございます。

(岡本主事) 岡本です。よろしくお願いいたします。

(廣末国保健康課長) よろしくお願いいたします。

それでは、現在のところ、傍聴の希望者はありませんが、途中で希望者がいらっしゃいまし

たら、随時、入室していただくこととなりますので、承知おきいただきますようお願いいたします。

それでは、これより先の議事につきましては、佐々木会長に進行のほうをお願いいたします。よろしくようお願いいたします。

(佐々木会長) それでは、議題に入らせていただきますが、運営協議会規則第5条第2項の規定によります本日の会議録署名委員につきましては、高津委員と松澤委員をお願いいたします。

では、これより議題に移ります。

議題(1) 令和元年度逗子市国民健康保険事業特別会計歳入・歳出決算書(案)について、事務局の説明を求めます。

(廣末国保健康課長) それでは、令和元年度国民健康保険事業特別会計歳入・歳出決算(案)につきまして、資料①の歳出からご説明をさせていただきます。

なお、資料③には、平成29年度から令和元年度までの決算額と、平成30年度と令和元年度との比較を表示してありますので、併せて適宜ご覧いただきますようお願いいたします。

また、資料③、④のほうで、薄く塗りつぶされた箇所がございます。こちらにつきましては、平成30年度から国民健康保険事業の財政運営主体が神奈川県になったことに伴いまして、予算科目の新設・廃止があった箇所をお示ししたものでございます。

それでは、資料①のほうにお戻りいただけますでしょうか。

まず、第1款総務費から説明をいたします。第1項総務管理費のうち第1目一般管理費は、職員給与費等及び一般管理事務費の電算システム経費が主なもので、第2目連合会負担金は、神奈川県国民健康保険団体連合会に対する負担金でございます。

第2項徴収費につきましては、保険料決定通知書等の郵送に係る経費が主なものでございます。

第3項運営協議会費は、本運営協議会の会議開催経費でございます。

補正予算額等の欄をご覧ください。

第1項第1目一般管理費の細目1職員給与費等の15万9,000円につきましては、人事異動等に伴い増額補正したものでございます。細目2一般管理費の86万1,000円につきましては、同項2目連合会負担金への1,000円の流用及び国民健康保険資格管理に関するシステム改修経費として86万2,000円を増額補正したものでございます。

第2目連合会負担金の1,000円につきましては、神奈川県国民健康保険団体連合会に対する

負担金に不足が生じたため、第1項第1目細目2一般管理費から流用をしたものでございます。

決算見込額につきましては、第1款総務費全体で9,911万7,172円となっており、不用額につきましては、364万1,828円となっております。

次に、第2款保険給付費は、被保険者に係る医療費等の給付費となりますが、決算見込額につきましては41億7,009万3,739円となり、予算現額に対しまして不用額は3億1,370万261円となっております。

補正予算額等の欄をご覧ください。

第2項高額療養費の34万2,000円につきましては、第3目一般被保険者高額介護合算療養費に不足が生じたため、同項第1目一般被保険者療養給付費から流用したものでございます。

第3款国民健康保険事業費納付金につきましては、国保財政運営責任主体である神奈川県に対し納付する事業費納付金でございます。

第4款共同事業拠出金につきましては、60歳から64歳までの被保険者本人や、その家族が退職者医療制度に該当するかどうかの判断資料となる年金受給権者リストを作成するための拠出金でございます。

第5款保健事業費につきまして、第1項特定健康診査等事業費は、特定健診及び特定保健指導に係る経費でございます。主なものは、特定健診の実施と保健指導に係る委託料及び健康診査受診券の作成、送付に係る経費となっております。

暫定の数字にはなりますが、特定健診の受診者数は2,928人で、受診率は31.6%、特定保健指導を開始した方は、該当者322人に対し42人で行いました。

第2項保健事業費につきましては、国保Q&Aガイドブックの印刷経費のほか、年2回送付している医療費通知と、年3回送付しているジェネリック医薬品の差額通知の郵送料などが主なものでございます。

第5款保健事業費全体の決算見込額は3,967万3,121円で、不用額は1,432万6,879円となっております。

第6款基金積立金は、国民健康保険事業運営に係る基金積立金となりますが、当該年度における積立はございません。

第7款公債費につきましては、一時的に歳計現金が不足する場合に借入れをする一時借入金に対する利子でございますが、借入れを行っていないため、支出はございませんでした。

続いて、第8款諸支出金につきましては、保険料還付金、償還金、還付加算金及び国庫支出金返納金等に係る経費でございます。

第1項第1目一般被保険者保険料還付金につきましては、資格の喪失や所得額等の修正申告に伴う保険料変更による納付済み保険料の還付金でございます。想定を上回る件数の還付が生じたため、278万6,000円の増額補正を行いました。

第8款諸支出金全体での決算見込額は880万2,200円となっております。

以上、歳出につきましては、決算見込額61億5,843万6,087円、不用額につきましては3億3,528万4,913円となっております。

続きまして、資料の②、歳入につきましてご説明いたします。

資料④を併せてご覧いただけますでしょうか。

資料②では、まず、第1款国民健康保険料につきましては、保険料全体の収入額で13億2,307万2,400円となっており、予算現額に対する収入率は99.98%、四捨五入で100%となっております。

なお、令和元年度保険料現年度分の調定額に対する収納率は93.3%で、前年度の92.3%に対し1ポイントアップいたしました。

保険料全体では、収納率77.6%で、前年度の77.7%に対して0.1ポイントのダウンとなっております。

次に、第2款国庫支出金、第1項第1目災害臨時特例補助金は、科目存置としていたもので、決算見込額はゼロとなっております。

第2目国保制度関係業務事業費補助金は、歳出での資格管理に関するシステム回収経費に対する補助金を増額補正したものでございます。

なお、当初申請額より低い金額で改修ができたため、収入済額が過大となっておりますが、次年度の国庫返納金として返納することになっております。

第3款県支出金、第1項第1目第1節保険給付費等交付金（普通交付金）につきましては、歳出でご説明いたしました第2款保険給付費の第1項療養諸費から第3項の移送費に見合う交付金ございまして、決算見込額は41億4,535万4,540円となっております。

第2節保険給付費等交付金（特別交付金）につきましては、78万6,000円の減額補正を行い、決算見込額は6,973万7,000円となっております。

第4款財産収入につきましては、科目存置のため決算見込額はゼロでございます。

第5款繰入金のうち第1項第1目一般会計繰入金につきましては、法定の繰入分と法定外のその他一般会計繰入金となっております。法定繰入分であります第1節保険基盤安定繰入金から第4節財政安定化支援事業繰入金につきましては、制度に基づく繰入金の確定額をそれぞれ

補正し、同額の決算見込額となっており、第5節その他一般会計繰入金につきましては、1億8,476万4,000円の決算見込額となっております。

また、第2項基金繰入金につきましては、1,525万6,000円を減額補正し、3,474万6,000円の繰入れを行いました。これにより、令和元年度末の保有額は3,690万4,262円となります。

第5款繰入金全体といたしましては、決算見込額6億1,947万1,468円となっております。

第6款繰越金につきましては、平成30年度剰余金を全額予算化するための増額補正を行い、1,929万1,000円を収入してございます。

第7款諸収入につきましては、各項記載のと通りの決算見込額となっております。

以上、歳入につきましては、61億7,822万233円の決算見込額となっております。

歳入歳出の収支につきましては、1,978万4,146円の剰余金が生じたため、令和2年度へ繰越し、補正予算等の財源となります。

以上で、令和元年度の本市国民健康保険事業特別会計決算(案)の説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(佐々木会長) 説明終わりました。

ご質疑、ご意見はありませんか。

はい、どうぞ。

(上田委員) 歳入のほうなんですけれども、繰入金の一般会計繰入金ですが、この中の1から4は法定内の繰入金だと思うんですが、5は、法定外の繰入金ということでしょうか。

(廣末国保健康課長) はい、そのとおりでございます。

(上田委員) その場合、被用者保険の代表として、逗子市に住まわれる方で、協会けんぽと被用者保険に加入されておられる方は、自分の保険料となおかつ国民健康保険の保険料を負担することになりますので、その辺ちょっとご考慮をいただきたいということと、あと、これについては、国も県も改正するような方向にあると思うんですが、解消目標とか計画とかはおありでしょうか。

(廣末国保健康課長) お答えいたします。

今、ご指摘いただきましたとおり、このその他一般会計繰入金は、法定外の繰入金ということで、本市でも令和元年度まで緊急財政対策ということで、平成29年度末で約3.8億円の法定外繰入金がございましたが、これを4か年でゼロにするということが、財政対策プログラム上位置づけられておりました。それに基づきまして、平成30年度予算、令和元年度予算で、1億

円ずつ減らしてきて、1.8億円の残というところまでございました。

緊急財政対策につきましては、令和元年度で一旦終了して、残りの1.8億円のその他一般会計繰入金のうち約8,000万円は、法定外なんですけれどもいわゆる削減対象ではない、必要な保健事業等のための、国や神奈川県からも認められる繰入金ということになりますので、8,000万円を除いた1億円につきましては、令和2年度以降、計画的に削減をしていくということになっております。したがって、令和2年度におきましては、1.8億円からさらに2,000万円削減をした約1.6億円という予算計上をして、徐々に赤字補填と言われる法定外繰入金につきましては、削減をしていくという計画を立てております。

(佐々木会長) よろしいですか。

(上田委員) はい。

(佐々木会長) では、ほかにご質問、ご意見ございませんか。

はい、どうぞ。

(松岡委員) よろしいですか。

事業運営基金についてちょっと質問したいんですが、資料①の歳出の6款、ここに国民健康保険事業運営基金積立金ということで、こちらについては支出がないということになっております。一方、資料②の歳入のほうですが、こちらの5款2項、こちらに基金の繰入金ということで、約3,500万円の歳入額となっております。

これについては、何かもし私の見方が正しければ、これは同じ事業運営基金というのは同じものであって、そこに国保の特別会計から歳出したり歳入をしたり、同じ財布の中でやっているとされるんですね。

このそういう基金が、どうしてそういう基金が必要なのか、目的といいますか、それと同時に、何かちょっと前の資料を見ると、前年度に歳出があつて、歳入がなかったり、ですから、歳入歳出の時期、そういう時期をどのようなタイミングで支出なり収入なり計上するのか、それらについて教えていただきたい。

(廣末国保健康課長) 今、松岡委員おっしゃられたように、この国民健康保険事業運営基金というのは、いわゆる貯金でございます。ですので、国民健康保険事業特別会計の中で持っている貯金額が、平成30年度末で7,165万ほどございました。歳入に計上されている歳入としての運営事業基金の繰入金は、貯金を下ろす、基金の取崩しでお金を得るといものが計上されていて、令和元年度中に7,165万円ある基金から5,000万円を取り崩して、その年度の収入を賄うという計画でございました。

それに対して、結果的に5,000万円を取り崩さなくても、3,474万6,000円で済んだということで、残りの1,525万4,000円は、貯金から下ろさないで済んだということになっています。ですので、3,474万6,000円が、令和元年度中の貯金の取崩しで歳入されています。

一方で、歳出の決算書にあります第6款の基金の積立金、こちらは令和元年度中に歳入歳出の差引きで余裕が多めに見込めれば、または、取り崩した貯金を元に戻すといったらいいんですか、また積み立てる、新たに貯金をするため歳出で見込んでいますもので、こちらについては、繰越金は結果的に1,900万円ほど出ましたが、その年度内に計画的に積み立てるという見込みが立たなかったために、貯金はできなかったということになります。

ですので、歳入のほうは貯金を取り崩す、歳出のほうは令和元年度中に新たに貯金をするという、そういう予算の計上の仕方になっています。

(松岡委員) いいですか。

今の説明について分かりました。

そうすると、年度末の時点で積立金があるわけですね。

(廣末国保健康課長) はい。

(松岡委員) あるんですね。

それをちょっと分かりませんが、この資料によると、欄外に剰余金ということで、ここに数字が入っておりますが、そういう積立金の残高というのをこういう資料に表示するとか、そういう必要性はない。資産、財産と思うんですね。

ですから、こういう決算の段階で、こういう積立金が幾ら年度末現在ありますよという表示をするべきかどうか、ちょっとその辺分からないんですけれども、あると分かりやすいと思うんですね。その辺はいかがなんでしょうか。

(廣末国保健康課長) 分かりました。

おっしゃるとおり、この歳入歳出の決算の中では、貯金の残高、貯金の取崩しというのは、直接は出てこないんですけれども、財産としては、おっしゃるとおりありますので、その基金の現在高ですか、前年幾ら貯金の残高があって、それを幾ら取り崩して、もし貯金があれば、また幾ら貯金をしたから、その年度末の残高がどれになるという資料は、確かに決算全体をつくる時にはそういう資料も作りますので、今後それをお作りして、お示しをいたします。今までは、実はこの基金の運用というものを全くしていなくて、予算上、毎年最初の歳入で一定の基金を入れるという予算にしている、年度末にいつもその全額を減額補正をして、結局お金、何も使いませんでしたということにしていたんで、基金の動きがなかったんで、そういうお示

しをしていませんでしたので、今後は基金の残高の推移を分かるようにお示しをいたします。
すみませんでした。

(松岡委員) 分かりました。

(佐々木会長) よろしいですか。

ほかにございますか。

では、ご意見等がなければ、議題(1)令和元年度逗子市国民健康保険事業特別会計歳入・歳出決算書(案)については、皆様のご了承を得られたものとしてよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(佐々木会長) ご異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。

次に、(2)その他です。

事務局から何かありますか。

(廣末国保健康課長) それでは、事務局のほうから、新型コロナウイルス感染症に関連いたしまして、本市の条例の一部改正を2件いたしましたので、ご報告させていただきます。

1つ目につきましては、国民健康保険の傷病手当金の支給に関しまして条例の一部改正を行いました。

当案件につきましては、去る5月に開催されました市議会第2回臨時会におきまして議決を受け、5月15日付で施行されております。

主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどし、労務に服することができない被用者に傷病手当金を支給する市町村に対しまして、支給額全額を国が特例的な財政支援を行うこととされたことを受けまして、感染防止の観点から、傷病手当金を支給するに当たりまして、国民健康保険条例の一部を改正したものでございます。

また、その財源につきましては、歳入歳出ともに43万円の増額補正を行いました。

2つ目は、国民健康保険料の減免に関しまして、本市の条例の一部改正を行いました。

当案件につきましては、緊急を要するものでありましたために、5月28日付けで専決処分を行い、施行されております。

主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者に係る保険料を減免する市町村に対しまして、減免に要する費用全額について国が特例的な財政支援を行うこととされたことを受けまして、被保険者支援の観点から、減免の特例に関する規定を整備する必要がありましたため、国民健康保険条例の一部を改正したものでございます。

なお、これまで傷病手当金につきましては、申請のほうはまだ一件もございません。ただし、保険料の減免につきましては、数多くの問合せ、申請のほうをいただいております。現在、100件を超える申請を受け付けている状況でございます。

毎月一度、まとめて減免の決定をしているんですが、7月15日の処理の時点では28件、約520万円の減免の決定をしているところでございます。

事務局からは以上でございます。

(佐々木会長) その他何か。

(池上委員) ちょっと質問よろしいでしょうか。

(佐々木会長) どうぞ、池上委員。

(池上委員) 資料④の年度別決算比較表というのを見ますと、資料③のほうですね、③のほう、歳出のほうです。大体保険給付費というのが、令和元年度は、その前年の平成30年度に比べてざっと1億5,000万円ぐらい減っているんですね、支出が。

もう一つ添付の所帯数とか被保険者数を見ますと、平成30年度と令和元年では、被保険者数は700人ぐらいしか減っていないんですね。700人しか減っていないのに、保険の給付費は1億5,000万円減っているというのは、原因はどの辺にあるんでしょうか。

ここではお答えしていただけないかもしれないんですけども、私はそういった分析も、今後の予算をつくる上でも必要かなと思うので、ちょっと質問させていただきました。

(廣末国保健康課長) 新型コロナウイルス感染症の影響もあるかと思います。

(池上委員) これ、平成元年度ですよ。

(廣末国保健康課長) 元年度です。

(池上委員) それ、3月ですよ、決算は。

(廣末国保健康課長) そうです。

(池上委員) そうすると、3月だと、コロナウイルスのことで受診抑制しているとかというのは、なかったと思うんですよ。

(廣末国保健康課長) そうですね、2か月遅れなので、1番はやっぱり人数なんですね。人数が減っているというところで、700人、そうですね、大体700人で。

(池上委員) たった700人。

(廣末国保健康課長) そうですね。28から29のほうは、もっと減っておりますけれども。

(池上委員) 今後、被保険者数というのは、このペースで減っていくんでしょうか。

(廣末国保健康課長) ええ、いわゆる2025年度までは、同様のペースで減っていくというふ

うに見こんでおります。

というのは、毎年分析をしていると、ほぼ同数で後期高齢者が増えているんですね。ですので、どちらかというところ、移行している。転入転出はほぼ毎年とんとんなんですね。それで、後期高齢者には増える人数と国保が減る人数、ほぼほぼ変わりがないので、そういう意味では、後期高齢者に移行しているという段階が、今の逗子市の段階だというふうに思っております。

(池上委員) もう一つよろしいですか。

(佐々木会長) はい、どうぞ。

(池上委員) そのことに関連してなんですけれども、この所帯数の一覧表を見ますと、年齢別で見ると、60歳から74歳の男女比は、男性は2,838人に対して、女性は1,000人近く多いんですね。そうすると、今後医療のことを考える上で、女性の健康ということをいろいろ考えていかなないと、女性は多いということは、それだけ女性に対する医療費の支払いが増えていくということになると思いますので、その辺もちょっと考慮というか配慮していただきたいということですね。

(廣末国保健康課長) そうですね、逗子市の場合は、今、おっしゃるとおり女性の高齢者の比率が多いという状況にあります。女性の高齢者に多い状況といたしましては、やっぱりフレイル、虚弱系の症状の方が実は多くて、その関係の医療費が比較的にかかっているという分析もありますので、そういう状況をしっかり分析しながら、必要な保健事業ですとか、対策のほうを講じてまいりたいというふうに思いますので、また、いろいろご指導よろしく願いいたします。

(池上委員) ありがとうございます。

(佐々木会長) そのほかに何かございませんか。

では、以上で本日の議題は全て終了となります。

これで閉会させていただきます。

ご協力ありがとうございました。